

大阪府スキー技術選手権大会競技規則

1. 競技種目について

- (1) 競技種目および、コースの設定にあたっては、スキー場と協議し、積雪および、斜面状況等を考慮した上で決定し、設定を行う。

2. 得点方法について

- (1) 個人戦の得点方法は、各種目100点満点とし、3審3採用制で得点の合計点で成績順位を決める。
- (2) 団体戦の得点方法は、各チームの登録選手3名の個人戦得点の合計点で成績順位を決める。

3. スタートの要領について

- (1) 選手は各種目ともスタート地点に10分前に集合し、スタート審判の点呼を受け、応答しなければならない。
- (2) 選手は前者の出発後ただちにスタート位置につき、準備を整える。
- (3) 選手はスタート審判の合図により出発する。直ちに出发しない場合は、当該種目を棄権したものとみなす。

4. フィニッシュの要領について

- (1) フィニッシュはコース下部の左右にある目印を結ぶフィニッシュラインを通過し、フィニッシュゾーン内で確実に停止して演技終了とする。

5. 演技の中断等について

- (1) 転倒等で演技を中断した場合は、その位置で体勢を整え再スタートする。ただし、中断が長引く場合は、審判長の指示に従う。
- (2) やむを得ず途中棄権する場合は、その旨を審判員に告げ、速やかにコース外に移動する。この場合は当該種目の得点は0点とするが、次の種目からの出場権は維持される。

6. インспекションについて

- (1) コース設定後のインспекションは、原則としてコースの外から行う。ただし、必要があるときは、事前に告示、通告し、横滑りによりコース内に入れることがある。
- (2) インспекション等でコース内に入る場合は、必ずゼッケンを外側に着用すること。

7. 抗議について

- (1) 抗議はクラブ代表者が書面をもって、競技委員長に提出する。ただし、急を要する場合は、当該種目の審判長に申し出ることができる。

8. その他

- (1) その他必要がある事項は別途定め、クラブ代表者会議で提案、報告する。